# 公共建築工事積算基準

# 令和4年度

(国土交通省大臣官房官庁営繕部同基準平成28年12月版)

岩手県県土整備部

# 公共建築工事積算基準

(目的)

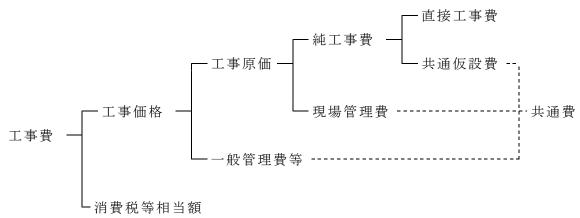
第1 この基準は、公共建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる 工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費(以下「工事費」という。)の積算につ いて必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

# (工事費の種別及び区分)

第2 工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の 工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して 積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って各工事種目ごとに区分し、 共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

#### (工事費の構成)

第3 工事費の構成は、次のとおりとする。



# (工事費内訳書)

第4 工事費内訳書は、「公共建築工事内訳書標準書式」による。

#### (直接工事費)

第 5 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する 費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。

#### (1) 算定の方法

算定の方法は、次のイからハによる。

- イ 材料価格及び機器類価格 (「材料価格等」という。) に個別の数量を乗じて算定する。
- ロ 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数 量を乗じて算定する。
- ハ イ又は口によりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算 定する。

#### (2) 単価及び価格

算定の方法に用いる単価及び価格については、「公共建築工事標準単価積算基準」による。

# (3)数量

算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」による。

# (共通費)

- 第6 共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、「公共 建築工事共通費積算基準」の定めによる。
- (1) 共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。

(2) 現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、 共通仮設費以外の費用とする。

- (3)一般管理費等
  - 一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費 と付加利益等からなる。

# (消費税等相当額)

第7 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて 算定する。

#### (設計変更における工事費)

第8 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更 に係わる共通費を加えて得た額に、原則として当初請負代金額から消費税等相当額を 減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相 当額を加えて得た額とする。